

江戸川区議会定例会・臨時会及び各種委員会傍聴時における保育ママ等による託児の陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第 89 号

受理年月日 平成 24 年 6 月 15 日

付託年月日 平成 24 年 6 月 21 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 江戸川区は乳幼児数 3 万 9 千人、23 区中 1 位であり、このうち 0 歳児は 93.8%、1 歳児は 73.7%、2 歳児は 68.3% が家庭保育されております。(平成 23 年 7 月 13 日付「子ども家庭部資料」より)

これらの年代の子どもを持つ親が区議会や委員会傍聴を希望するにあたり、託児施設を探し利用することは容易ではありません。会議室に乳幼児の入室が会議の進行の妨げになると懸念され、実際、職員に乳幼児同席の遠慮を促されたケースもあるそうです。

親類や民間企業等への託児依頼は役所までの距離や金銭面での都合等により、必ずしも希望どおり調整をつけられるというわけではありません。区役所に一番近い東小松川おひさま保育園で一時保育が行われておりますが 4 時間まで 2 千円です。1 回の傍聴につき 2 千円は経済的負担が大きすぎることと思います。また、1 世帯につき 1 カ月 5 回までの利用制限、1 日 4 名までの人数制限もあります。

同じ庁舎の中で託児してもらうことができれば保護者は何よりも安心できますし、乳幼児がいることで傍聴をためらっている区民の手助けになることと思います。傍聴できる区民が増えれば、議論の進行をリアルタイムで把握でき、本会議や委員会の働きを知り、区政に関心を持ち「協働」の意識をはぐくむことにつながると思います。

また、職員や議員の方々も議論に集中できることと思います。

そこで、40 年以上の実績ある保育ママ制度を活用し、乳幼児を持つ世代の区民も気軽に本会議や委員会を傍聴できるよう、全国に広がりつつある保育ママ制度を一番初めに作った江戸川区としても実績を残して下さりますよう下記のとおり陳情いたします。

記

託児を必要とする本会議や委員会の傍聴希望の方へ、区役所内において保育ママ等による一時託児を実施してください。また、その際、利用者の経済的負担を考慮してください。